

別 添

令和5年7月26日  
障害福祉課 土手  
電話(087)832-3292、内 3230  
障害福祉相談所 松本、前田  
電話(087)867-2696

## 身体障害者手帳情報と個人番号の紐付けの誤りについて

この度、県において身体障害者手帳情報と個人番号の紐付けの点検を行っていたところ、2件、誤って別人に紐づけられていた事案が判明しました。

身体障害者手帳は、身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される手帳で、手帳をお持ちの方は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや、各自治体や民間事業者が提供するサービスを受けることができます。

手帳の申請の受付は市町が、発行は県が行うこととなっています（中核市である高松市は除く）。

なお、現在も点検作業中であり、市町照会を行うなど引き続き調査を行い、点検結果は改めてご報告します。

### 1 経緯

本年6月20日付けの国からの通知に基づき、身体障害者手帳情報と個人番号の紐付けの点検を行っていたところ、7月21日（金）に、紐付け誤りが2件判明しました。紐づけ誤りの原因としては、市町から提出のあった誤った個人番号を県がそのまま入力したことによるものです。

### 2 概要

A氏・B氏

A氏の手帳の交付申請時に、個人番号記載の欄に同じ市町の身体障害者手帳所持者であるB氏の個人番号を、市町の職員が誤って記載し、その誤って記載された番号を県が身体障害者手帳のシステムに入力しました。

その後、A氏から再交付申請があったときには、正しい個人番号が記載されていましたが、県が当該システムに入っていた誤った番号のまま登録したため、現在に至ったものです。

## C氏・D氏

C氏の手帳の交付申請時に、市町の職員が住民基本台帳で検索する際、C氏の氏名だけで検索したため、同じ市町と同姓同名の身体障害者手帳所持者であるD氏の個人番号が記載され、その番号を県が身体障害者手帳のシステムに入力しました。

### 3 個人が特定される情報の流出等

マイナポータルで閲覧できる手帳情報は下記のとおりであり、今回の紐付け誤りにより、個人番号、氏名等の個人が特定される情報の流出は確認されておりません。

<マイナポータルで閲覧できる手帳情報>

- ・手帳番号
- ・交付年月日（返還年月日・再交付年月日）
- ・障害名
- ・障害程度
- ・旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分

### 4 今後の対応

- ・紐付け誤りについては、速やかに修正することとしています。
- ・市町からの申請を県が受け付けた時点で、個人番号が合っているか住民基本台帳ネットワークシステムを利用してダブルチェックを行い、今後こうしたことが起きないようにします。